

「土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令案」及び「汚染土壌処理業に関する省令の一部を改正する省令案」に関する  
意見募集（パブリックコメント）の実施結果について

令和4年3月24日  
環境省水・大気環境局  
土 壌 環 境 課

「土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令案」及び「汚染土壌処理業に関する省令の一部を改正する省令案」に関する意見募集（パブリックコメント）の結果を以下のとおり、公表します。

1 実施期間等

- ・意見募集期間：令和3年12月22日（水）～令和4年1月21日（金）
- ・意見募集の周知方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）への掲載
- ・意見提出方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）の「意見提出フォーム」、郵送

2. 御意見の件数

- ・29件（※1件は「異論なし」の旨）

3. 提出された御意見の概要及び御意見に対する考え方  
別紙のとおり

## 提出された御意見の概要と御意見に対する考え方

## (1) 土壌汚染対策法施行規則関係

	No.	御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
添付書類 について	1	登記事項証明書の要件、相続していた場合の対応等の「登記事項証明書その他の当該土地の所有者等の所在が明らかとなる書面」として認められる具体例について教示いただきたい。	7	「登記事項証明書その他の当該土地の所有者等の所在が明らかとなる書面」に関する具体的な運用については、今後関連するガイドラインや土壌汚染対策法に関する Q&A 等において示す予定です。
	2	届出者が提出する土地の所有者等に関する情報の正確性を確認する手段があった方がよい。	2	今回の改正案では、土地の所有者等の所在が明らかとなる書面の添付が趣旨であり、登記事項証明書は代表例の 1 つです。届出者は、調査命令対象となり得る実際の土地の所有者等の正確な情報を添付する必要があります。
	3	公図の写しは必要である。	2	公図の写しについて、今回の改正案の趣旨である土地の所有者等の所在が明らかにすることとは性質の異なる書面と考えます。
	4	土地の形質の変更をしようとする者が当該土地の所有者等である場合にも、土地の所有者等の所在が明らかとなる書面を添付するような省令案に修正していただきたい。	1	土地の形質の変更をしようとする者が土地の所有者等である場合、届出書の様式に記載することとされている氏名や住所等の情報により当該土地の所有者等の所在は明らかであると考えます。
	5	相続人の所在が不明の場合にはどのように対応すべきか。 調査命令の際に土地の所有者等の所在が明らかとなる書面を提出するよう見直すべき。	1	「登記事項証明書その他の当該土地の所有者等の所在が明らかとなる書面」に関する具体的な運用については、今後関連するガイドラインや土壌汚染対策法に関する Q&A 等において示す予定です。 仮に調査命令時に土地の所有者等の所在確認を行うこととした

	No.	御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
				場合、確認手続に時間を要している間に命令発出が遅れてしまうことが懸念されるため、届出時点で所在を明らかにする必要があります。
調査実施について	6	都道府県等の円滑な調査命令発出を担保するため、土地の所有者等に対して同意の確認や説明が必要である。	3	土地の形質の変更の実施について、土地の賃貸借契約や都市計画法等の開発行為に関する他法令における同意の確認等によって、一般的に土地の所有者等と届出者間において意思疎通が図られていることを想定しており、また、届出者は、調査命令対象となり得る実際の土地の所有者等の正確な情報を添付する必要があります。 今後、届出者から土地の所有者等への届出手続等の説明に関して通知で示すとともに、届出者や土地の所有者等に対する届出手続や調査契機についての普及啓発に努めます。
	7	法第4条第3項に基づく調査報告義務を負う者を届出者等土地の所有者等以外の者にすべきではないか。	2	調査の実施主体は、土地の掘削等に関する権原を有する土地の所有者等が適切であると考えています。
	8	法第4条第3項に基づく調査報告義務を負う者を届出者にすべき。同意書を不要とする改正だけでは、調査命令時に同意を確認できていない状態で各土地の所有者等へ連絡することとなり、特に土地の所有者等が多数存在する場合に自治体の事務作業が煩雑になる可能性や事業者の工事着手に影響が出る可能性がある。	1	調査の実施主体は、土地の掘削等に関する権原を有する土地の所有者等が適切であると考えています。 土地の形質の変更の実施について、土地の賃貸借契約や都市計画法等の開発行為に関する他法令における同意の確認等によって、一般的に土地の所有者等と届出者間において意思疎通が図られていることを想定しており、また、届出者は、調査命令対象となり得る実際の土地の所有者等の正確な情報を添付する必要があります。

	No.	御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
				今後、届出者から土地の所有者等への届出手続等の説明に関して通知で示すとともに、届出者や土地の所有者等に対する届出手続や調査契機についての普及啓発に努めます。
その他	9	届出者と土地の所有者等が異なる場合、調査命令時に土地の所有者等から「調査命令が発出されるなら土地の形質の変更を許可しない」旨の訴えがあれば、届出の取下げは可能か。	1	届出の取下げについては、既に土壤汚染対策法に関する Q&A (令和3年6月1日付) において、やむを得ない場合には届出を撤回することがあり得る旨を示しています。
	10	同意書の添付を必須としない場合、架空の届出等の虚偽届出がなされ、取下げが行われるおそれがある。その際の法第 66 条第 2 号に規定されている虚偽届出に関する罰則の適用について示していただきたい。	1	届出の取下げについては、既に土壤汚染対策法に関する Q&A (令和3年6月1日付) において、やむを得ない場合には届出を撤回することがあり得る旨を示しています。 罰則の適用については、案件に応じて個別具体的に判断することとなります。
	11	法第 4 条第 1 項の届出数を減少させる規定を検討すべき。	1	いただいた御意見は今後の参考とさせていただきます。
	12	これまでに調査命令を発出した事例から土壤汚染のおそれがある事業を特定したうえで、法第 3 条のように調査義務を課すことにより、法第 4 条は廃止すべき。	1	いただいた御意見は今後の参考とさせていただきます。
	13	規則第 23 条第 2 項第 1 号の平面図等の添付図面に求められる事項を通知等で示していただきたい。	1	いただいた御意見は今後の参考とさせていただきます。
14	登記上の土地の所有者が死亡している場合、相続登記が未完了でも状況に応じて相続人による土壤汚染の調査結果報告等を可能とする運用について通知等で示していただきたい。	1	いただいた御意見は今後の参考とさせていただきます。	

(2) 汚染土壌処理業に関する省令関係

No.	御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
1	「処理の根幹となる設備」及び「当該変更によって周辺地域の生活環境に対する影響が増大しないものを除く」の具体例を追加していただきたい。	2	「処理の根幹となる設備」及び「周辺地域の生活環境に対する影響が増大しない変更」の具体例については、今後関連するガイドラインにおいて示す予定です。
2	「処理の根幹となる設備」について、型番やスペックが同じ機種へ更新する場合は変更許可ではなく変更届出でよいのではないか。今回の改正がこの主旨を含むものであればその旨を改正内容に明記願いたい。	1	汚染土壌処理施設の設備及び部品等を同一のものに交換する場合は、汚染土壌処理施設の変更の許可又は届出に係る事項の変更を伴わないため、当該変更の許可申請及び届出を要しません。 上記内容については、今後関連するガイドラインにおいて示す予定です。